

## ○防災科学技術研究所特定契約専門員給与規程

(平成 30 年 3 月 27 日 30 規程第 18 号)

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、防災科学技術研究所所有期雇用職員及び無期労働契約転換職就業規則(18 規則第 2 号。以下「有期雇用職員等就業規則」という。)第 24 条の規定に基づき、防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)に勤務する有期雇用職員等就業規則第 5 条第 1 項第 8 号に規定する特定契約専門員(以下「特定契約専門員」という。)の給与について定めることを目的とする。

#### (法令との関係)

第 2 条 特定契約専門員の給与については、この規程その他諸規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによるものとする。

#### (給与体系)

第 3 条 特定契約専門員の給与は、基本給、通勤手当、役職手当及び時間外勤務手当とする。

2 基本給及び役職手当は、年額とする

#### (重複給与の禁止)

第 4 条 特定契約専門員が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

#### (給与の支給日)

第 5 条 給与(通勤手当を除く。以下この条において同じ。)は、毎月 17 日(以下「支給日」といい、その日が休日にあたる時は、職員(防災科学技術研究所職員給与規程(13 規程第 17 号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)に準ずる。)にその月の月額的全額を支給する。ただし、月の初日以外の日に採用された者で、採用された日が、当該月の支給日以降の場合は、当該月の給与は翌月の支給日に支給するものとする。

#### (支給方法)

第 6 条 特定契約専門員の給与は、次条の定めるところにより特定契約専門員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、当該契約専門員の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによって支払うものとする。

#### (給与の控除)

第 7 条 次に掲げるものは、給与の支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

所得税、地方税、その他の法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項ただし書に基づく労使協定によるもの  
(死亡による給与の受取人の指定)

第8条 特定契約専門員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第9条 特定契約専門員が、特定契約専門員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であつても、請求日までの勤務実績に基づき遅滞なく支給する。

(給与の減額)

第10条 特定契約専門員が所定勤務時間の一部を勤務しないときは、年次休暇による場合、年次休暇以外の有給の休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、勤務しなかつた期間に相当する給与を減額して支給する。

2 前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかつた場合に減額する給与は、勤務しなかつた期間に相当する次条、第12条又は第13条に規定する額とする。

(勤務1日当たりの給与額)

第11条 契約専門員の勤務1日当たりの給与額は、年額を当該年度に勤務すべき日数で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条 特定契約専門員の勤務1時間当たりの給与額は、前条第1項に規定より計算された額を7.75で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務30分当たりの給与額)

第13条 特定契約専門員の勤務30分当たりの給与額は、前条第1項の規定により計算された額を2分の1にした額とする。

2 前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

## 第2章 給与

### 第1節 基本給

(基本給)

第14条 特定契約専門員の基本給表は、次に定めるとおりとする。

号俸	基本給(年額)
----	---------

1	3,154,800 円
2	3,986,400 円
3	4,594,800 円
4	5,158,800 円
5	5,865,600 円
6	6,555,600 円
7	7,308,000 円
8	7,882,800 円

(号俸の決定等)

第 15 条 特定契約専門員の基本給の号俸は、職員給与規程を準用し、その者の学歴、経験、職務、責任の度合い及び研究所に勤務する他の特定契約専門員との均衡を考慮して決定する。

2 理事長が特定契約専門員の学歴、経験、職務、責任の度合い等を勘案して特に必要と認める場合は、前条及び前項の規定にかかわらず基本給の決定ができる。

3 前条に規定する基本給は、雇用予定期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までのものとする。

(基本給月額)

第 16 条 基本給月額は、前条で決定した基本給を 12 で分割した額とする。

(年度途中の採用の場合の基本給)

第 17 条 特定契約専門員が年度途中における月の初日に採用された場合の基本給月額は、前条の規定による基本給月額とし、特定契約専門員が採用された月に応じた次表に定める割合を基本給月額に乗じて得た額を、その者の基本給とする。

採用月日	割合
5 月 1 日	11
6 月 1 日	10
7 月 1 日	9
8 月 1 日	8
9 月 1 日	7
10 月 1 日	6
11 月 1 日	5
12 月 1 日	4
1 月 1 日	3
2 月 1 日	2
3 月 1 日	1

2 特定契約専門員が年度途中における月の初日以外の日に採用された場合は、前条の規定による基本給月額から、第 11 条の規定により算出した勤務 1 日当たりの給与額に採

用された日以後当該月において勤務を要する日に乗じて得た額に、採用された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの月数に応じた前項の規定による割合を乗じて得られる額を加えた額をその者の基本給とする。

(年度途中の離職の場合の基本給)

第 18 条 特定契約専門員が年度中途において離職した場合の基本給は、次に掲げるとおりとする。ただし、死亡により退職するときは、その月の基本給月額を全額を支給し、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 5 条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額を、その者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

(1) 月の末日に離職する場合は、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 5 条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額

(2) 月の末日以外に離職する場合は、第 11 条に規定する勤務 1 日当たりの額に離職の日後の当該月において勤務しない日数(有期雇用職員勤務時間等規程第 11 条に規定する休日を除く。)を乗じて得た額と、発令された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 5 条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

## 第 2 節 手当

(通勤手当)

第 19 条 通勤手当は、職員給与規程第 27 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当する特定契約専門員支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

(役職手当)

第 20 条 役職手当は、職員給与規程第 22 条に規定する役職手当の支給要件に該当する契約専門員に支給する。

2 前項に規定する年額は、雇用予定期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までのものとする。

3 役職手当月額、年度途中の採用の場合の役職手当及び年度途中の離職の場合の役職手当の取り扱いについては、基本給の例による。

(時間外勤務手当)

第 21 条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 12 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定勤務時間が割り振られた日及び休日(法定休日を除く。)における勤務

100 分の 125

(2) 法定休日における勤務

100 分の 135

- 2 前項第 1 号に該当する時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第 1 号にかかわらず 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合)を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第 22 条 前条の規定は、第 20 条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。